

平成31年4月19日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第19 その他の事項 1～8 (略) 9 <u>規則16—0第45条第1項</u> <u>の「人事院が定める平均給与額</u> <u>」は、次に掲げる額とする。</u>	第19 その他の事項 1～8 (同左) (新設)

(1) 規則 16—0 第 18 条第 1 項の規定により平成 18 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に適用されていた最低保障額

(2) 補償法第 4 条の 3 第 1 項又は補償法第 4 条の 4 第 1 項の規定により平成 18 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に適用されていた最低限度額（65 歳以上 70 歳未満及び 70 歳以上に係るものに限る。）

(3) 平成 8 年人事院公示第 11 号第 2 項の表の期間の最低保障額又は平成 4 年人事院公示第 6 号別表第 2 の期間の最低限度額を下回る額（(1)又は(2)に掲げる額を除く。）であつて実施機関が人事院事務総長の承認を得て定めるもの

10 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成 23 年 2 月 15 日前に治ったとき、又は障害補償

9 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成 23 年 2 月 15 日前に治ったとき、又は障害補償

償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に同日前に変更があったときに存した障害に係る第18の4の(1)のア、ウ、サ、ス及びセの規定の適用については、人事院規則16—0—56（人事院規則16—0（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則16—0（11及び12において「改正前の規則16—0」という。）別表第5に規定する障害等級によるものとする。

11 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から平成23年2月14日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（改正前の規則16—0別表第5第12級の項第14号又は第14級の項第1

年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に同日前に変更があったときに存した障害に係る第18の4の(1)のア、ウ、サ、ス及びセの規定の適用については、人事院規則16—0—56（人事院規則16—0（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則16—0（10及び11において「改正前の規則16—0」という。）別表第5に規定する障害等級によるものとする。

10 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から平成23年2月14日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（改正前の規則16—0別表第5第12級の項第14号又は第14級の項第1

0号に該当するものに限る。)に係る第18の4の(1)のア、ウ、サ、ス及びセの規定の適用については、10にかかわらず、人事院規則16—0—56による改正後の規則16—0 (12及び13において「改正後の規則16—0」という。)別表第5に規定する障害等級によるものとする。

12 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から平成23年2月14日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害(改正前の規則16—0別表第5第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。13において同じ。)に係る第18の10の(1)及び(2)の規定の適用については、改正後の規則

0号に該当するものに限る。)に係る第18の4の(1)のア、ウ、サ、ス及びセの規定の適用については、9にかかわらず、人事院規則16—0—56による改正後の規則16—0 (11及び12において「改正後の規則16—0」という。)別表第5に規定する障害等級によるものとする。

11 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から平成23年2月14日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害(改正前の規則16—0別表第5第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。12において同じ。)に係る第18の10の(1)及び(2)の規定の適用については、改正後の規則

16—0別表第5に規定する障害等級によるものとする。

13 (略)

16—0別表第5に規定する障害等級によるものとする。

12 (同左)

以 上